

所定疾患施設療養費について

1. 対象となる入所者の状態は次の通りです。

- 肺炎
- 尿路感染症
- 带状疱疹
- 蜂窩織炎

2. 上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定します。また1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定する。

3. 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。

4. 算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

	主な治療内容
肺炎	血液検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給(経口・点滴)、喀痰吸引など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
尿路感染症	血液検査、尿検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給(経口・点滴)など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。

【2023年度所定疾患療養費算定状況】

病名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
肺炎	人数	3	5	0	1	1	1	2	3	2	1	0	3	22
	治療日数	22	34	0	3	7	7	9	22	17	10	0	21	152
尿路感染症	人数	3	1	1	4	2	1	0	5	4	3	2	1	27
	治療日数	15	7	1	24	9	5	0	32	17	14	6	4	134
带状疱疹	人数	0	1	1	0	0	1	2	0	0	0	0	0	5
	治療日数	0	3	5	0	0	6	14	0	0	0	0	0	28
蜂窩織炎	人数	2	1	0	0	0	0	0	1	0	1	2	0	7
	治療日数	13	7	0	0	0	0	0	1	0	8	13	0	42
合計	人数	8	8	2	5	3	3	4	9	6	5	4	4	61
	治療日数	50	51	6	27	16	18	23	55	34	32	19	25	356